

# 資料1

## 新目的区分

項目	コード
1 電気通信業務用	CCC
2 公共業務用	PUB
3 放送事業用	BCS
4 実験試験用	EXP
5 アマチュア業務用	ATC
6 一般放送用	GBC
7 簡易無線業務用	CRA
8 一般業務用	GEN
9 基幹放送用	BBC

## 新通信事項区分

項目	コード
1 電気通信業務に関する事項	CCC
2 電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCG
3 電気通信業務（一般放送用のフィーダリンクを含む。）に関する事項	CCF
4 電気通信事業運営に関する事項	CCM
5 国会事務に関する事項	GGG
6 防災対策に関する事項	DAB
7 警察事務に関する事項	GMP
8 道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	RDI
9 安全運転支援に関する事項	ITS
10 治安維持対策に関する事項	TRO
11 電気通信の監理・規律に関する事項	GMA
12 標準周波数及び標準時の通報	GMS
13 消防事務に関する事項	FDA
14 検察事務に関する事項	GMK
15 矯正管理に関する事項	GMR
16 入国管理に関する事項	GME
17 公安調査に関する事項	GML
18 外務行政事務に関する事項	GMT
19 税關事務に関する事項	GMC
20 国税事務に関する事項	GMG
21 宇宙開発に関する事項	SPA
22 放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
23 検疫事務に関する事項	GMQ
24 麻薬取締に関する事項	GMN
25 水防事務に関する事項	RDR
26 水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	RDA

項目	コード
27 災害対策・水防に関する事項	DAO
28 放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
29 航空保安事務に関する事項	ACH
30 無線標識に関する事項	ACE
31 航空無線航行に関する事項	ACF
32 航空交通管制に関する事項	ACC
33 気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR
34 気象警報に関する事項	CWB
35 海上保安事務に関する事項	MSA
36 航路標識に関する事項	MSC
37 海上無線航行業務に関する事項	MSG
38 気象通報に関する事項	MSH
39 防衛に関する事項	GMD
40 外交に関する事項	EMB
41 防災行政事務に関する事項	DAI
42 公害対策に関する事項	KTS
43 土地改良事業に関する事項	AGG
44 地方行政事務に関する事項	LGO
45 道路交通情報通信に関する事項	RDV
46 道路管理に関する事項	RDK
47 電気事業に関する事項	EPA
48 原子力関係業務に関する事項	ATO
49 ガス事業に関する事項	GAS
50 水資源開発に関する事項	RDC
51 上下水道事業に関する事項	WRU
52 熱供給事業に関する事項	HET
53 有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
54 列車防護警報に関する事項	L C Q
55 鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
56 索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
57 一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
58 赤十字に関する事項	RXY
59 航路警戒に関する事項	HSA
60 港湾管理に関する事項	HSM
61 国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
62 港務通信に関する事項	HST
63 海難救助に関する事項	DAF
64 船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH
65 漁業指導監督に関する事項	FSM
66 宇宙運用業務に関する事項	SPB
67 山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA

項目	コード
68 放送番組の中継に関する事項	BCP
69 放送番組素材の中継に関する事項	BCA
70 放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG
71 無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
72 放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS
73 実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	EXP
74 アルゴシステムデータ伝送に関する事項	OTP
75 教育に関する事項	EDC
76 アマチュア業務に関する事項	ATC
77 アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
78 一般放送に関する事項	BCB
79 エリア放送に関する事項	ABC
80 簡易な事項	CRA
81 船舶の航行に関する事項	MAA
82 電報の託送に関する事項	TLG
83 浮標の識別に関する事項	MSD
84 浮標の無線標定に関する事項	FSO
85 海上運送事業に関する事項	MCS
86 海洋の観測に関する事項	MCR
87 水先・引き船に関する事項	HSP
88 海上作業に関する事項	MAW
89 海上測量業務に関する事項	MSM
90 港湾運送事業に関する事項	HSW
91 港湾工事に関する事項	HBW
92 漁業通信に関する事項	FSE
93 航空機の運用に関する事項	MMA
94 飛行援助に関する事項	ACB
95 航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
96 自家用の航空関係に関する事項	ACO
97 飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
98 飛行場における地上管制に関する事項	ACY
99 航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
100 航空機の製造修理に関する事項	ACT
101 航空機の修理に関する事項	ACR
102 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
103 貨物自動車の運行に関する事項	LCK
104 自動車の教習に関する事項	EDT
105 医療業務に関する事項	RXW

項目	コード
106 農林業に関する事項	AAF
107 MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
108 狹域通信に関する事項（有料道路自動料金收受に関する事項を除く。）	DSR
109 狹域通信に関する事項（有料道路自動料金收受に関する事項）	ETC
110 電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
111 地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
112 気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
113 地域振興に関する事項	LAO
114 スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
115 労働基準監督に関する事項	GMJ
116 ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
117 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
118 警備保障業務に関する事項	PTG
119 侵入検知に関する事項	PTI
120 災厄防止に関する事項	PTH
121 無線標定に関する事項	OTG
122 音響に関する事項	OTO
123 本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
124 一般業務用通信に関する事項	GEN

(基幹放送の種類コード)

項目	コード
1 中波放送	BMF
2 短波放送	BR
3 短波放送（国際放送）	I BR
4 短波放送（中継国際放送）	RIB
5 超短波放送	B FM
6 超短波放送（外国語放送）	F FM
7 超短波放送（コミュニティ放送）	C FM
8 超短波放送（臨時目的放送）	E FM
9 超短波放送（デジタル放送）	D FM
10 超短波文字多重放送	F CM
11 超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	P FC
12 標準テレビジョン放送（デジタル放送）	D TJ
13 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	D HV
14 高精細度テレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	S HV
15 データ放送（デジタル放送）	D DJ
16 マルチメディア放送	MMH
17 放送試験用	B CK
18 その他の放送	O BC

## 資料2

### 1. 目的の読み替え(附則第2項)

改正前の無線局の目的		改正後の無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	C C C	電気通信業務用	C C C
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	C C G		
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	C C F		
電気通信業務用（エリア放送利用）	C C A		
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものに限る。）	C C C		
警察用	G M P		
海上保安用	M S A		
航空保安用	A C C		
防衛用	G M D		
治安維持対策用	T R O		
気象用	C W R		
国家行政用（当該目的に係る通信事項が税関事務に関する事項、検疫事務に関する事項、麻薬取締に関する事項、入国管理に関する事項、国税事務に関する事項、公安調査に関する事項、婦正管理に関する事項、電気通信監理に関する事項、外務行政事務に関する事項、国会事務に関する事項、防災関係災害対策に関する事項、輸運関係災害対策に関する事項、外交に関する事項、検察事務に関する事項、電気通信規律に関する事項、放射能汚染の管理業務に関する事項又は消防事務に関する事項であるものに限る。）	G O V		
防災対策用	D A B		
水防用	R D R		
水防道路用	R D A		
防災行政用	D A I		
消防用	F I R		
放流警報用	R D G		
霧警報用	D B B		
公害対策用	K T S		
土地改良事業用	A G G		
地方行政用（当該目的に係る通信事項が地方行政事務に関する事項であるものに限る。）	L G O		
道路交通情報通信用	R D V		
高度道路交通システム用	I T S		
道路管理用	R D K		
電気事業用	E P A		
ガス事業用	G A S		
水資源開発用	R D C		
上下水道事業用	W R U		
熱供給事業用	H E T		
標準周波数用	G M S		
鉄道軌道事業用	L C L		
索道用（当該目的に係る通信事項が索道用機械の安全運行に関する事項であるものに限る。）	L C A		
山岳遭難対策用	D B A		
有線テレビジョン放送事業用	B C M		
海事用（当該目的に係る通信事項が航路警戒に関する事項であるものに限る。）	M A A		
港湾業務用（当該目的に係る通信事項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項であるものに限る。）	H S M		
救難用	R S C		
漁業指導監督用	F S M		
自動車運送事業用（当該目的に係る通信事項が一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項、一般貨物自動車の安全運行に関する事項又は特定旅客自動車の安全運行に関する事項であるものに限る。）	L C I		
農業用（当該目的に係る通信事項が農業気象に関する事項であるものに限る。）	A G A		
赤十字用	R X Y		
無線標準業務用（当該無線局が港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行ふものであり、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標準に関する事項であるものに限る。）	O T G		
核燃料事業用	K G S		
宇宙開発用	S P A		
宇宙運用業務用	S P B		
放送事業用	B C S	放送事業用	B C S
一般放送	B C B	一般放送用	G B C
エリア放送	A B C	電気通信業務用	C C C
エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	B A C	一般放送用	G B C

改正前の無線局の目的		改正後の無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
中波放送	B M F		
短波放送	B R		
短波放送（国際放送）	I B R		
短波放送（中継国際放送）	R I B		
超短波放送	B F M		
超短波放送（外国語放送）	F F M		
超短波放送（デジタル放送）	D F M		
超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）	P D A		
超短波文字多重放送	F C M		
超短波文字多重放送（外国語放送）	F F C		
超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	P F C		
超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）	F P C		
超短波データ多重放送	F D M		
標準テレビジョン放送（デジタル放送）	D T J		
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	D H V		
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	S H V		
データ放送（デジタル放送）	D D J		
マルチメディア放送	M M H		
超短波放送（コミュニティ放送）	C F M		
超短波文字多重放送（コミュニティ放送）	C F C		
超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む。）	C P C		
超短波放送（臨時目的放送）	E F M		
超短波文字多重放送（臨時目的放送）	E F C		
超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。）	E P C		
放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）	B C K		
放送試験用（実験等無線局に該当しないもの。）	B C L		
標準テレビジョン放送	B T V		
標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）	P T V		
標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）	S T V		
標準テレビジョン音声多重放送	T A M		
標準テレビジョン音声多重放送（有料放送を含む。）	P T A		
標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）	S A M		
標準テレビジョン文字多重放送	T C M		
標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）	P T C		
標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）	S C M		
標準テレビジョン・データ多重放送	T D M		
標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）	P T D		
標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）	S D M		
標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの（有料放送を含む。）	P C D		
高精細度テレビジョン放送	H D		
実験試験用	E X P	実験試験用	E X P
アマチュア業務用	A T C	アマチュア業務用	A T C
簡易な業務用	C R A	簡易な業務用	C R A
上記以外のもの	G E N	一般業務用	G E N

### 2. 目的の読み替え(附則第3項)

- 気象業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）、気象警報に関する事項又は気象観測実験に関する事項を持つもの
- 海事用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が航路警戒に関する事項を持つもの
- 港湾業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項を持つもの

1の表の右欄に掲げる無線局の目的に加え、公共業務用の目的を併せ持つものとみなす。

### 3. 通信事項の読み替え(附則第4項)

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が電気通信業務用（一般放送利用を含む。）又は電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）であるものに限る。）	C C C	電気通信業務に関する事項	C C C
電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	C C G	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	C C G
電気通信事業運営に関する事項	C C M	電気通信事業運営に関する事項	C C M
宇宙運用業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙運用業務用であるものに限る。）	S P B	宇宙運用業務に関する事項	S P B
電報の託送に関する事項	T L G	電報の託送に関する事項	T L G
警察事務に関する事項	G M P	警察事務に関する事項	G M P
道路交通情報に関する事項（高度道路交通システムに関する事項を除く。）	R D I	道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	R D I
交通量等位置情報に関する事項	G M Y		
船舶の航行に関する事項	M A A	船舶の航行に関する事項	M A A
飛行援助に関する事項	A C B	飛行援助に関する事項	A C B
海上保安事務に関する事項	M S A	海上保安事務に関する事項	M S A
航路標識に関する事項	M S C	航路標識に関する事項	M S C
無線標定に関する事項	O T G	無線標定に関する事項	O T G
位置信号業務に関する事項	O T L		
浮標の識別に関する事項	M S D	浮標の識別に関する事項	M S D
浮標の無線標定に関する事項	F S O	浮標の無線標定に関する事項	F S O
海上無線航行業務に関する事項	M S G	海上無線航行業務に関する事項	M S G
気象通報に関する事項	M S H	気象通報に関する事項	M S H
航空交通管制に関する事項	A C C	航空交通管制に関する事項	A C C
航空機の安全及び運行管理に関する事項	A C D	航空機の安全及び運行管理に関する事項	A C D
無線標識に関する事項	A C E	無線標識に関する事項	A C E
航空無線航行に関する事項	A C F	航空無線航行に関する事項	A C F
航空保安事務に関する事項	A C H	航空保安事務に関する事項	A C H
航空保安無線施設に関する事項	A C G		
防衛に関する事項	G M D	防衛に関する事項	G M D
治安維持対策に関する事項	T R O	治安維持対策に関する事項	T R O
気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	C W R	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	C W R
気象観測実験に関する事項	C W K		
農業気象に関する事項	A G O		
気象警報に関する事項	C W B	気象警報に関する事項	C W B
税関事務に関する事項	G M C	税関事務に関する事項	G M C
検疫事務に関する事項	G M Q	検疫事務に関する事項	G M Q
麻薬取締に関する事項	G M N	麻薬取締に関する事項	G M N
入国管理に関する事項	G M E	入国管理に関する事項	G M E
国税事務に関する事項	G M G	国税事務に関する事項	G M G
労働基準監督に関する事項	G M J	労働基準監督に関する事項	G M J
公安調査に関する事項	G M L	公安調査に関する事項	G M L
矯正管理に関する事項	G M R	矯正管理に関する事項	G M R
電気通信監理に関する事項	G M A	電気通信の監理・規律に関する事項	G M A
電気通信規律に関する事項	G M X		
外務行政事務に関する事項	G M T	外務行政事務に関する事項	G M T
国会事務に関する事項	G G G	国会事務に関する事項	G G G
防災事務に関する事項	D A G		
運輸関係災害対策に関する事項	G M V	防災対策に関する事項	D A B
防災対策に関する事項	D A B		
外交に関する事項	E M B	外交に関する事項	E M B
検察事務に関する事項	G M K	検察事務に関する事項	G M K

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A	放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A
消防事務に関する事項	F D A	消防事務に関する事項	F D A
消防の任務に関する事項	F I R	消防事務に関する事項	F D A
消防防災事務に関する事項	S H J		
防災行政事務に関する事項	D A I	防災行政事務に関する事項	D A I
水防事務に関する事項	R D R	水防事務に関する事項	R D F
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R D A	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R D A
災害対策・水防に関する事項	D A O	災害対策・水防に関する事項	D A C
河川法第48条に規定する通知に関する事項	R D G		
観測情報の伝送に関する事項	R D T	放流警報又は霧警報に関する事項	D F W
霧警報に関する事項	D B B		
公害対策に関する事項	K T S	公害対策に関する事項	K T S
土地改良事業に関する事項	A G G	土地改良事業に関する事項	A G G
地方行政事務に関する事項	L G O	地方行政事務に関する事項	L G C
道路交通情報通信に関する事項	R D V	道路交通情報通信に関する事項	R D V
高度道路交通システムに関する事項	I T S	安全運転支援に関する事項	I T S
道路管理に関する事項	R D K		
本四連絡高速道路の事業に関する事項	R D B	道路管理に関する事項	R D K
電気事業に関する事項	E P A		
電気保安業務に関する事項	E P H	電気事業に関する事項	E P A
給電に関する事項	E P W		
侵入検知に関する事項	P T I	侵入検知に関する事項	P T I
ガス事業に関する事項	G A S	ガス事業に関する事項	G A S
水資源開発に関する事項	R D C	水資源開発に関する事項	R D C
上下水道事業に関する事項	W R U	上下水道事業に関する事項	W R U
熱供給事業に関する事項	H E T	熱供給事業に関する事項	H E T
一般放送に関する事項	B C B	一般放送に関する事項	B C E
エリア放送に関する事項	A B C	エリア放送に関する事項	A B C
放送番組の中継に関する事項	B C P	放送番組の中継に関する事項	B C P
放送番組素材の中継に関する事項	B C A	放送番組素材の中継に関する事項	B C A
放送番組の取材等の連絡に関する事項	B C G	放送番組の取材等の連絡に関する事項	B C G
無線設備の監視・制御に関する事項	R C T	無線設備の監視・制御に関する事項	R C T
放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	B C S	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	B C S
有線テレビジョン放送事業に関する事項	B C M	有線テレビジョン放送事業に関する事項	B C M
標準周波数及び標準時の通報	G M S	標準周波数及び標準時の通報	G M S
航空機の航行に関する事項	M M A		
航空事業に関する事項	A C W	航空機の運用に関する事項	M M A
航空機の飛行訓練に関する事項	A C U		
航空関係事業に関する事項	A C X		
自家用の航空関係に関する事項	A C O	自家用の航空関係に関する事項	A C C
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	A C A	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	A C A
飛行場における地上管制に関する事項	A C Y	飛行場における地上管制に関する事項	A C Y
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	A C Z	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	A C Z
航空機の製造修理に関する事項	A C T	航空機の製造修理に関する事項	A C T
航空機の修理に関する事項	A C R	航空機の修理に関する事項	A C R
海上運送事業に関する事項	M C S	海上運送事業に関する事項	M C S
海洋の観測に関する事項	M C R	海洋の観測に関する事項	M C R
水先業務に関する事項	H S P		
操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	H S L	水先・引き船に関する事項	H S P

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
サルベージ事業に関する事項	H B S		
油回収作業に関する事項	O I L		
特殊作業に関する事項	S P E	海上作業に関する事項	M A W
調査監督に関する事項	H I S		
海底資源開発事業に関する事項	O T K		
海上測量業務に関する事項	M S M	海上測量業務に関する事項	M S M
航路警戒に関する事項	H S A	航路警戒に関する事項	H S A
港湾管理に関する事項	H S M	港湾管理に関する事項	H S M
港湾運送事業に関する事項	H S W	港湾運送事業に関する事項	H S W
コントナ荷役に関する事項	H S N		
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A
港務通信に関する事項	H S T	港務通信に関する事項	H S T
港湾工事に関する事項	H B W	港湾工事に関する事項	H B W
海難救助に関する事項	D A F	海難救助に関する事項	D A F
捜索救助作業に関する事項	M S R		
船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H	船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H
漁業指導監督に関する事項	F S M	漁業指導監督に関する事項	F S M
漁業通信に関する事項	F S E		
漁業の調査に関する事項	F S R		
漁業協同組合の業務に関する事項	F S G	漁業通信に関する事項	F S E
漁業共済組合の業務に関する事項	F S K		
魚群探知の伝送に関する事項	F S F		
列車防護警報に関する事項	L C Q	列車防護警報に関する事項	L C Q
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	L C L	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	L C L
索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A	索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A
一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項	L C I		
一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項	L C H	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	L C I
特定旅客自動車の安全運行に関する事項	L C E		
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L C T	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L C T
貨物自動車の運行に関する事項	L C K	貨物自動車の運行に関する事項	L C K
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	L C M	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	L C M
M C A 陸上移動通信に関する事項	M C A		
陸上移動通信設備試験に関する事項	M C T	M C A 陸上移動通信に関する事項	M C A
陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項	M C W		
狭域通信に関する事項	D S R		
狭域通信に関する事項（有料道路自動料金收受に関する事項を除く。）	E E T	狭域通信に関する事項（有料道路自動料金收受に関する事項を除く。）	D S R
狭域通信に関する事項（道路交通情報通信に関する事項に限る。）	D R D		
有料道路自動料金收受に関する事項	E T C	狭域通信に関する事項（有料道路自動料金收受に関する事項）	E T C
スポーツ・レジャーに関する事項	S R D		
競技及び訓練に関する事項	S R R	スポーツ・レジャーに関する事項	S R D
航空レジャーに関する事項	A S R		
農業に関する事項	A G A	農林業に関する事項	A A F
林業に関する事項	T R W		
赤十字に関する事項	R X Y	赤十字に関する事項	R X Y
医療業務に関する事項	R X W	医療業務に関する事項	R X W
山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A	山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A
警備保障業務に関する事項	P T G	警備保障業務に関する事項	P T G
災厄防止に関する事項	P T H	災厄防止に関する事項	P T H
教育に関する事項（当該無線局の種別が実験試験なものに限る。）	E D C	教育に関する事項	E D C

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
電波伝搬試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O TW		
放送試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	B C Y		
航空機各部の多点計測に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S E G		
無線機器の開発製造に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	MM R		
無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T J	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴスシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	EXP
研究に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S C I		
科学技術開発実験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S E K		
電波の利用の効率性に関する試験に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	T E S		
電波の利用の需要に関する調査に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S D S		
アルゴスシステムデータ伝送に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T P	アルゴスシステムデータ伝送に関する事項	O T P
アマチュア業務に関する事項	A T C	アマチュア業務に関する事項	A T C
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S	アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S
簡易な事項	C R A	簡易な事項	C R A
電波利用の適正化のための広報に関する事項	A T G	電波利用の適正化のための広報に関する事項	A T G
ニュースの取材及び速報に関する事項	N P W	ニュースの取材及び速報に関する事項	N P W
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	S E E	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	S E E
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	O T T	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	O T T
自動車の教習に関する事項	E D T	自動車の教習に関する事項	E D T
音響に関する事項	O T O	音響に関する事項	O T O
核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	A T O	原子力関係業務に関する事項	A T O
核燃料事業に関する事項	K G S		
原子力施設の安全対策に関する事項	K G T		
ロケット打上情報周知に関する事項	S P A		
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	S P C		
作業連絡に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限る。）	O T A	宇宙開発に関する事項	S P A
宇宙実験に関する事項	S E S		
技術試験に関する事項	S E M		
地域振興に関する事項	L A O	地域振興に関する事項	L A O
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K
上記以外のもの		一般業務用通信に関する事項	G E N

#### 4. 通信事項の読み替え（附則第4項ただし書き）

- 電気通信業務に関する事項及び電気通信事業運営に関する事項
- 電気通信業務に関する事項及び宇宙運用業務に関する事項を併せ持つ場合



電気通信業務に関する事項とみなす。

#### 5. 通信事項の読み替え（附則第5項）

1、2による目的の読み替えのほか、改正前の無線局の目的が、次の表の左欄に掲げるものの無線局は、同表の右欄の通信事項を持つものとする。

改正前の無線局の目的	通信事項
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	電気通信業務（一般放送用のフィーダリンクを含む。）に関する事項
電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用（当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項であるものを除く。）	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）
防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用（当該無線局の通信事項が災害対策・水防に関する事項であるものを除く。）	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	霧警報に関する事項
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用（当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であるものを除く。）	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用（当該無線局が港湾法第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであって、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。）	港務通信に関する事項
核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項
宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用（当該無線局の通信事項が放送番組の中継に関する事項、放送番組素材の中継に関する事項、放送番組の取扱いに関する事項又は無線設備の監視・制御に関する事項であるものを除く。）	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	災厄防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項

**注：複数の目的や通信事項を持つ無線局の場合、それぞれの目的や通信事項を附則に当てはめて読み替えを行い、その結果、同じ目的又は通信事項に読み替えられた場合は、その目的や通信事項は1のみを持つものとみなします。**